

介護給付費負担金の交付が過大

1件 不当金額(支出) 645万円
(前年度 12件 8167万円)

1 負担金の概要

介護保険(後掲65ページ参照)に対する国庫助成の一つとして、市町村が行う介護保険事業運営の安定化を図るために、国から市町村に対して介護給付費負担金が交付されている。

負担金の交付額は、次の計算式により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{交付額}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{介護給付及び予防給付に} \\ \text{要する費用の額} \\ \text{(介護給付費等)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{国の負担割合} \\ \left[\begin{array}{l} \text{施設等分 } 15/100 \\ \text{その他分 } 20/100 \end{array} \right] \end{array}}$$

そして、国の負担割合は、介護給付費等の費用の区分に応じて、次のように定める割合となっている。

- (ア) 施設等分は、介護給付費等のうち、施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費等であり、負担割合は15/100
- (イ) その他分は、上記施設等分以外の介護給付費等であり、負担割合は20/100

2 検査の結果

高知県高岡郡津野町は、平成28年度から30年度までの負担金の交付額の算定に当たり、介護給付費等のうち特定入所者介護サービス費について、国の負担割合が低い「施設等分」が28年度4701万円、29年度4671万円、30年度4233万円、国の負担割合が高い「その他分」が28年度304万円、29年度203万円、30年度317万円であったのに、施設等分の金額とその他分の金額とを取り違えて計上するなどしていた。

また、同町は、令和元年度の負担金の交付額の算定に当たり、指定施設サービスに係る特定入所者介護サービス費について基礎資料からの計数の転記を誤ったため、施設等分の金額を少なく集計し、これを介護給付費等の全体額から差し引いてその他分の金額を過大に算出していた。

このため、平成28年度から令和元年度までに交付された負担金交付額計4億6349万円のうち計645万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	負担金交付額	不当と認める 負担金交付額	摘要
高知県	高岡郡津野町	平成28～ 令和元	4億6349万 円	645万 円	施設等分及びその他分の区分を誤っていたものなど